

改正

平成26年 1月24日告示第5号

令和元年 9月30日告示第112号

小矢部市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市（以下「市」という。）が、インターネット上に公開している小矢部市ホームページ（以下「公式サイト」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 公式サイトに掲載する広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものとし、その範囲は次の各号に該当しないものとする。

- (1) 公式サイト of 公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令に違反するおそれのある内容を含むもの
- (3) 政治活動、宗教活動等の思想・信条又は個人の意見を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項の規定は、広告からのリンク先として広告主（第9条第3項の規定により広告掲載の決定を受けたものをいう。以下同じ。）が指定したホームページ又はウェブサイト（以下「広告主ホームページ等」という。）の内容についても適用する。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告掲載の優先順位は、受付順とする。受付日が同日の場合は、抽選により優先順位を決定するものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載数は、それぞれ市長が指定するものとする。

(広告の規格)

第5条 公式サイトに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地60ピクセル×左右150ピクセル
- (2) 画像形式 GIF形式

(3) 容量 10KB以内

- 2 公式サイトへ掲載するバナー広告は、「J I S X8341-1:2010 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、バナー広告全部又は一部を高速に点滅させることは認めないものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、月額5,240円とする。

(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は、最大12月とする。ただし、再掲を妨げない。

- 2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。
- 3 広告掲載期間中、市の都合により公式サイトを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、公式サイト及び市広報等で公募するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 公式サイトに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、小矢部市ホームページ広告掲載申込書（様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申込書の提出は、持参又は郵送とする。
- 3 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、第2条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第10条 広告主は、市が指定する期日までに、広告原稿を市に提出しなければならない。

- 2 広告原稿を作成するに当たっては、広告主は広告のデザインに関して事前に市と協議しなければならない。
- 3 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載開始日の15日前までに広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中にかかわらず、広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主が、指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主ホームページ等が、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (4) 広告主ホームページ等の内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条第1項の規定に反する状態に至っていると市長が判断したとき。
- (5) その他、広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると市長が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない事由により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成26年1月24日告示第5号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日告示第112号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に広告掲載の決定を受けている者の掲載料金の額について

は、この告示による改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式（第9条関係）

年 月 日

小矢部市ホームページ広告掲載申込書

（あて先）小矢部市長

申込者住所

氏名又は
名称

印

電話番号 ()
電子メール
担当者氏名

※団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

小矢部市ホームページに広告を掲載したいので、小矢部市ホームページ広告掲載取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

広告掲載 希望期間	年 月 日 から 月
希望する 広告の数	件
広告内容	市ホームページへの掲載を希望します。 link先 http:// _____ 代替テキスト: _____
添付書類	

※申込みに当たり、小矢部市ホームページ広告掲載取扱要綱の内容を承諾します。